

令和 8 年 7 月 2 2 日開催

令 和 8 年

改選後第 1 回

函館市農業委員会総会

議 事 録

函館市農業委員会

令和 8 年改選後第 1 回函館市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 8 年 7 月 2 2 日（水） 開会 1 3 : 4 0 閉会 1 7 : 0 0

2 開催場所 函館市役所 8 階大会議室

3 出席委員

議長	立 藏 義 春	5 番	八 戸 千 修
1 番	大 槻 幸 司	6 番	菅 原 秀 樹
2 番	山 田 美代子	7 番	近 江 政 夫
3 番	西 浦 克 彦	8 番	川 村 稔
4 番	佐 藤 勉		

以上 9 名

4 事務局出席者

局長	鹿 磯 純 志	主 査	奥 野 秀 光
局次長	中 村 勇 人	主任主事	日 向 彬
農地課長	青 木 慶太郎	主 事	小笠原 康 太

以上 6 名

5 日程事項

日程第 1 議席の決定について
日程第 2 議事録署名委員の指名について
日程第 3 会長の互選について
日程第 4 会長職務代理者の互選について

6 追加日程事項（議案 3 件）

日程第 5 議案第 1 号 函館市農地利用最適化推進委員を委嘱する者の決定について
日程第 6 議案第 2 号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の一部改正（素案）について
日程第 7 議案第 3 号 函館市農地利用最適化推進委員活動業務の一部改正について

開会 13:40

事務局（鹿磯局長）

開会前に、改選後、初めての総会となりますので、私から、農業委員の皆様をご紹介します。

年齢順にご紹介させていただきます。

近 江 政 夫 様
立 藏 義 春 様
菅 原 秀 樹 様
川 村 稔 様
山 田 美代子 様
西 浦 克 彦 様
佐 藤 勉 様
大 槻 幸 司 様
八 戸 千 修 様。

以上、9名でございます。

今後3年間、皆様に函館市農業委員会の運営を担っていただくことになりますので、よろしくお願いいたします。

次に、会長が決まるまでの間、議長の職務を行う委員がおりませんので「臨時議長」を選出させていただきたいと思います。

臨時議長につきましては、慣例により、出席委員の中から年長の委員にお願いしておりますので、近江委員にお願いします。

それでは、近江委員、議長席へのご移動をお願いいたします。

臨時議長（近江委員）

ただいま、年長者ということで、臨時議長の大役を仰せつかりましたので、会長が決まるまでの間、議事を取らせていただきます。

委員の皆様には、議事の進行へのご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、令和8年改選後第1回農業委員会総会を開会いたします。

はじめに、「農業委員会憲章」を唱和いたします。

委員ならびに事務局職員はご起立願います。

函館市農業委員会憲章。

（「農業委員会憲章」唱和）

ご着席願います。

それでは、日程に進みます。

日程第1、議席の決定についてですが、議席の決定につきましては「函館市農業委員会規定」第6条第1項の規定により、任命の後最初に行われる総会において議長が

指定することとなっておりますので、議席を指定いたします。

それでは、事務局に委員の氏名と議席番号を朗読させます。

事務局（中村次長）

議席番号1番	大	槻	幸	司	様
議席番号2番	山	田	美	代	子
議席番号3番	西	浦	克	彦	様
議席番号4番	佐	藤		勉	様
議席番号5番	八	戸	千	修	様
議席番号6番	菅	原	秀	樹	様
議席番号7番	近	江	政	夫	様
議席番号8番	川	村		稔	様
議席番号9番	立	藏	義	春	様

以上でございます。

臨時議長（近江委員）

ただいま事務局が朗読しましたとおり、議席を指定いたします。

次に、日程第2、議事録署名委員の指名についてですが、議事録署名委員には、1番大槻委員、2番山田委員の両名を指名いたします。

よろしくお願いいたします。

次に、日程第3「会長の互選」についてです。

会長につきましては、農業委員会等に関する法律第5条第2項の規定により「委員が互選した者をもって充てる」ことになっております。

また、互選にあたっては、函館市農業委員会規定第2条第1項の規定による「単記無記名投票」による方法か、同条第2項の規定による「指名推せん」による方法によって行うことになります。

2つの方法について、まず、事務局に説明させます。

事務局（中村次長）

それでは、互選の方法についてご説明申し上げます。

まず「単記無記名投票」は、委員全員が候補者となります。

皆様に投票用紙をお配りし、候補者氏名を1人記載したものを投票いただくもので、最多得票数を得た者が当選人となります。

最多得票数を得た者が2人以上のときは「くじ」で定めることになります。

次に「指名推せん」は、あらかじめ、どなたか委員を推せんし、その委員について決をとるものでございます。

なお「指名推せん」は「出席委員全員に異議のないときは単記無記名投票による互選は、指名推せんの方法によることができる」とされております。

したがって「指名推せん」に異議があるときや、「複数の委員の氏名があがるとき」

などは、「単記無記名投票」によって互選を行うことになります。
以上でございます。

臨時議長（近江委員）

ありがとうございます。
それでは、互選の方法について、いかがいたしますか。

8 番（川村委員）

指名推薦の方法により、立藏委員にお願いしたいと思います。

6 番（菅原委員）

私も、川村委員と同じく、立藏委員を推せんしたいと思います。

臨時議長（近江委員）

ただいま指名推せんとの声があり、立藏委員を推せんしたいとの声がありました。
先ほど事務局から説明がありましたように、指名推せんは、あらかじめ、どなたか委員を推せんし、その委員について、決をとるものでございます。
また、出席委員全員が異議がないときに行うことができるものであります。
それでは、会長の互選について、指名推せんの方法で行うということによろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

次に、川村委員、菅原委員から、立藏委員を推せんする旨のご意見がございましたが、他の委員からご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

それでは、お諮りいたします。
立藏委員を会長と決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議がありませんので、会長は9番立藏委員に決定いたしました。
以上を持ちまして、臨時議長の職務を全て終了いたしました。
皆様のご協力、誠にありがとうございました。
それでは、立藏会長は議長席へご着席をお願いします。

（会長が議長席へ着席）

議長（立藏会長）

近江委員，臨時議長のお役目ありがとうございました。

この場を借りて，一言，就任の挨拶をさせていただきます。

皆様のご推せんにより，会長として二期目となります。

皆様とご一緒に函館市農業委員会として，農業者のために一生懸命頑張るつもりで
ございますので，皆様のご協力をお願い申し上げまして，一言会長の挨拶とさせてい
たいただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは，日程第4，会長職務代理者の互選を行います。

農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定により，会長が欠けたとき又は事故
があるときは，委員が互選した者がその職務を代理することとなっております。

職務代理者の互選については，函館市農業委員会規定第2条第4項において，会長
の互選に関する規定を準用することとしております。

したがって，職務代理者の互選の方法は「単記無記名投票」か「指名推せん」かの
いずれかになりますが，いかがいたしますか。

4番（佐藤委員）

会長職務代理者として，6番菅原委員を推せんしたいと思います。

議長（立藏会長）

ただいま指名推せんとの声がありました。

会長の互選の際，事務局から説明がありましたように，指名推せんは，あらかじめ，
どなたか委員を推せんし，その委員について，決をとるものでございます。

また，出席委員全員が異議がないときに行うことができるものであります。

それでは，会長職務代理者の互選について指名推せんの方法で行うということによ
ろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

異議がありませんので，会長職務代理者の互選につきましては，指名推せんの方法
によることに決定しました。

先ほど，指名についてですが，6番菅原委員を推せんする旨のご意見がございまし
たが，他に推せん者のご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

それでは，お諮りいたします。

6番菅原委員を会長職務代理者と決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議がありませんので、会長職務代理者は、6番菅原委員に決定いたしました。
それでは、菅原委員は、会長職務代理者の席へ着席願います。

（菅原委員が職務代理者席へ着席）

ここで、会長職務代理者より、一言、ご挨拶をいただきたいと思います。

菅原職務代理者

ただいま、会長職務代理者の氏名を受けました菅原です。

この上ない名誉と、責任の重さを感じております。

函館市の農業の発展のため、皆様のご協力のもと、会長を補佐し、与えられた業務を精一杯務めてまいる所存でございますので、今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

これより議事運営を協議するため、暫時休憩といたします。

（暫時休憩）

（14：30～休憩）

（16：45～再開）

議長（立藏会長）

それでは、休憩前に引き続き、総会を再開いたします。

はじめに、お手元に配付しております日程の追加についてでございます。

推進委員を委嘱する者の決定や指針等の整備が必要であることから、農業委員会規程第8条第2項の規定に基づき、議事日程を追加するものでございます。

それでは、お手元の日程のとおり進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

異議がありませんので、そのように進めさせていただきます。

追加日程の議案は、3件となっております。

よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

議長（立藏会長）

日程第5、議案第1号「函館市農地利用最適化推進委員を委嘱する者の決定につい

て」を議題といたします。

それでは、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（中村次長）

追加議案書の 1 ページをご覧ください。

議案第 1 号「函館市農地利用最適化推進委員を委嘱する者の決定について」をご説明申し上げます。

本件は、函館市農地利用最適化推進委員の委嘱の手續に関する規程第 13 条第 1 項の規定に基づき、推進委員を委嘱する者の決定について、審議を求めるものでございます。

2 ページをお開き願います。

委嘱する者の担当地区および定数については、同規程第 4 条の別表のとおり東部地区 4 名、中央部地区 2 名、北部地区 2 名の計 8 名となっております。

また、選考にあたっては、同規程第 13 条に基づき、机上に配付いたしました選考委員会の選考結果を踏まえ、決定していただくこととなります。

以上でございます。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

それでは、選考委員会の選考結果を踏まえたうへでご審議願います。

各委員から、ご質問などご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないようですので、これより、ただいま議題となっております議案第 1 号「函館市農地利用最適化推進委員を委嘱する者の決定について」を採決いたします。
お諮りいたします。

本件について、選考委員会の選考結果のとおり推進委員を委嘱する者を決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、選考委員会の選考結果のとおり推進委員を委嘱する者を決定いたしました。

議長（立藏会長）

次に、日程第 6，議案第 2 号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の一部改正（素案）について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（中村次長）

それでは、議案書の３ページをご覧ください。

議案第２号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の一部改正（素案）について」をご説明申し上げます。

本件は、当該指針において、農業委員および推進委員の改選期である３年ごとに、検証・見直しを行うこととしていることから、当該指針の一部改正（素案）について、別紙のとおり審議を求めるものでございます。

はじめに、現行の指針の目標に対する実績について、ご報告いたします。

それでは、机上に配付しております指針の実績報告をご覧ください。

１の「遊休農地の発生防止・解消について」でございますが「遊休農地の割合」について、目標の１．６％に対し、実績が０．９％で、０．７％上回った結果となっております。目標を達成しております。

次に、２の「担い手への農地利用の集積・集約化について」でございますが「集積率」について、目標の５２．５％に対し、実績が４７．０％で、５．５％下回った結果となっております。目標の達成に至りませんでした。

次のページをお開き願います。

続いて、参考の「担い手の育成・確保」でございますが「認定農業者」については、目標の８５経営体に対し、実績が７７経営体で、８経営体、下回っており「認定新規就農者」については、目標の１０経営体に対し、実績が４経営体で、６経営体、下回っており、また「基本構想水準到達者」については、目標の１２経営体に対し、実績が２１経営体で、９経営体、上回っております。

認定農業者は、継続認定申請をしなかったこと、また、認定新規就農者は、認定期間が満了したことにより目標の達成に至らなかった状況であります。

次に、３の「新規参入の促進について」でございますが「新規参入者数」について、目標の８経営体に対し実績が１経営体で、７経営体、下回っており「新規参入者取得面積」については、目標の１４ｈａに対し、実績が０．９ｈａで、１３．１ｈａ、下回っており、いずれも目標の達成に至りませんでした。

指針の目標に対する実績の報告は、以上でございます。

次に、議案書にお戻りいただき、４ページをお開き願います。

こちらは、新旧対照表となっております。

左欄が現行、右欄が改正案となっており、下線の部分は変更箇所となっております。

第１の「基本的な考え方」についてですが、軽微な文言修正のほか、令和４年度に全国農業会議所から送付がありました、指針の作成例を参考に修正を加えております。

続いて５ページをお開き願います。

次に、第２の「具体的な目標と推進方法」についてですが、記載のとおり、各項目の現状、３年後の令和１１年の目標および１０年後の令和１８年の目標を変更しております。

はじめに、１の（１）「遊休農地の解消目標」ですが、毎年作成しております「最適化活動の目標の設定等」との整合を図り、解消面積を、毎年４ｈａとして見込んでおります。

続いて６ページをお開き願います。

次に、２の（１）「担い手への農地利用集積目標」についてですが、こちらも「最

適化活動の目標の設定等」との整合を図り、集積面積を、毎年10ha増と見込んでおります。

続いて7ページをお開き願います。

次に、参考「担い手の育成・確保」についてですが、こちらは、過去の実績等を参考として「認定農業者」および「認定新規就農者」は、毎年1経営体の増加、基本構想水準到達者は横ばいで推移すると見込んでおります。

なお、総農家数は2025農林業センサスの数値に変更しております。

続いて8ページをお開き願います。

次に、3の(1)「新規参入の促進目標」についてですが、参入経営体を、毎年1経営体増、参入面積を、毎年1ha増と見込んでおります。

主な変更箇所の説明は、以上でございます。

なお、10ページから15ページまでが、当該指針の素案の全文、16ページが農業委員会等に関する法律の抜粋でございます。

以上でございます。

議長（立蔵会長）

ありがとうございます。

それでは、各委員から何かご質問などご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないようですので、これより、ただいま議題となっております議案第2号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の一部改正（素案）について」を採決いたします。

お諮りいたします。

本件について、素案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、素案のとおり決定することにいたしました。

なお、この指針の素案につきましては、農業委員・推進委員合同会議にて推進委員から意見を聴いたのち、再度、総会にはかり、正式に決定することといたします。

次に、日程第7、議案第3号「函館市農地利用最適化推進委員活動業務の一部改正について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（中村次長）

それでは、議案書の17ページをご覧ください。

議案第3号「函館市農地利用最適化推進委員活動業務の一部改正について」をご説明申し上げます。

本件は、函館市農地利用最適化推進委員活動業務の文言の調整および業務の追加等

に係る一部改正について、別紙のとおり審議を求めるものでございます。

18ページをお開き願います。

こちらは、新旧対照表となっております。

左欄が現行、右欄が改正案となっており、下線の部分は変更箇所となっております。

それでは、変更箇所につきまして、ご説明申し上げます。

初めに、項目3の(1)「農業委員・推進委員合同会議の会議内容」および19ページの7の(1)「地域計画の実現に向けた懇談会等への出席」についてでございますが、本市におきましては令和7年4月1日付けで、地域計画の策定を終えておりますことから、本文中の「策定」という文言を「見直し」に修正しております。

次に、4の(5)「農地パトロール調査の調査方法」についてですが、調査員の参集場所を事務局以外にすることが望ましいと考えられる際に、柔軟な運用を可能とするため、参集場所を事務局に限定していたところを「事務局の指定する場所」へと変更したものでございます。

次に、5の(2)「農地利用状況調査の調査実施時期」についてですが「農地法の運用について」の改正に伴い、毎年8月頃に調査を実施することとされていたところ、遊休農地の判定やその後の遊休農地に関する措置に支障が生じない適切な時期に実施することが可能となったことから、本活動業務におきまして、調査時期について柔軟な運用を可能とするため、修正を行ったものでございます。

次に、8「活動の記録および活動報告書の提出」についてですが、農業委員会活動記録簿における集計表の様式変更に伴い、活動記録時期が4月～翌年3月へと変更になったことから、本活動業務におきまして修正を行ったものでございます。

主な変更箇所の説明は、以上でございます。

なお、20ページから23ページまでが、当該活動業務（案）の全文であります。
以上でございます。

議長（立蔵会長）

ありがとうございます。

それでは、各委員から何かご質問などご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないようですので、これより、ただいま議題となっております議案第3号「函館市農地利用最適化推進委員活動業務の一部改正について」を採決いたします。
お諮りいたします。

本件について、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、原案のとおり決定することにいたしました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

最後に、その他ですが、3点お話がございます。

まず、1点目ですが、改選後第1回農業委員・推進委員合同会議の案内でございま

す。

7月31日金曜日、午後3時30分から、市役所8階大会議室において開催いたします。

なお、開催前に推進委員の委嘱状交付式を執り行う予定となっております。

続いて、2点目ですが、次回の総会につきましては、7月31日金曜日、改選後第1回農業委員・推進委員合同会議終了後、同会議室において開催したいと存じます。

続いて、3点目ですが、次回の総会議案に係る現地調査日は、7月27日月曜日、午後1時からとなります。

現地調査につきましては、農地事務処理要領に基づき、調査委員3名と事務局職員により、現地調査日に行うことになっており、現地調査委員の指名については、慣例により、会長に一任いただいておりますが、そのような取り扱いでよろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、そのようにいたします。

それでは、次回の総会議案に係る現地調査委員を指名いたします。

1番大槻委員、2番山田委員、3番西浦委員、以上3名を指名いたします。

3名の方は、午後1時に、事務局に集合となりますので、大変お忙しい中とは存じますが、どうぞよろしくお願いいたします。

都合が悪い方は後ほど直接事務局までご報告いただければと思います。

私からは、以上ですが、他に、各委員から、何かご発言はございませんか。

（「なし」の声あり）

それでは、以上をもちまして本日の総会を閉会いたします。

閉会 17:00

以上，会議の顛末を記録し相違ないことを証明する。

臨時議長 近 江 政 夫

議長 立 藏 義 春

署名委員 大 槻 幸 司

署名委員 山 田 美代子